

特記仕様書

委託業務番号 令和8年度 第223号
委託業務名称 第1プラント各種薬液タンク及び付随する配管の洗浄並びに洗浄水の引
抜処分業務
委託業務場所 滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地
湖北広域行政事務センター 第1プラント
委託業務期間 契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで

第1 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和7年10月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（令和7年10月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第1条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第2条

1 安全管理

- （1） 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- （2） 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- （3） 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- （4） 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- （5） 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 本業務は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを作業時間とする。ただし、監督職員が事前に承諾した場合は前記時間以外に作業できるものとする。
- (4) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (5) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (6) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (7) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (8) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (9) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	2	業務報告書	2
現場代理人等届	2	業務写真	2
施工計画書・工程表	2	業務完了届	2
廃掃法上必要な許可証（写）等	2	請求書	1
その他監督職員が指示するもの	2	その他監督職員が指示するもの	2

(業務内容)

第9条

1 業務概要

本業務は第1プラント施設にある薬液タンク（硫酸バンド・苛性ソーダ・希硫酸・次亜塩素酸ソーダ）及び付随する配管の洗浄と洗浄水の引拔を行い、適正に運搬及び処分するものである。

2 作業条件（現場条件）

本業務は、稼働中の第1プラント施設での業務であり、高所作業及び酸素欠乏危険作業を伴うので、作業員の転落防止、器物等の落下事故等の防止及びその他関連作業の安全対策を講じるとともに、タンク内作業前には必ず酸素濃度を測定し安全を確認してから着手すること。また、タンク内作業中は、送風機を使い換気を充分に行うなど労務災害防止に万全を期すること。

3 業務内容

(1) 添付資料第1プラント施設配置図を参照のもと、下記①～④の薬液タンク及び付随する配管の洗浄並びに洗浄水の引拔を行い、適正に運搬及び処分すること。

①希硫酸（特別管理産業廃棄物・廃酸）：液体 62.5%濃度

1) タンク容量：1 m³タンク（添付資料参照）

2) タンク内薬液残量；約 0.5 m³

②次亜塩素酸ソーダ（特別管理産業廃棄物・廃アルカリ）：液体 1%濃度

1) タンク容量：2 m³タンク（添付資料参照）

2) タンク内薬液残量；約 0.2 m³

③硫酸バンド（普通産業廃棄物・廃酸）：液体 8%濃度

1) タンク容量：11 m³タンク×2基（添付資料参照）

2) タンク内薬液残量；約 1 m³（2基分）

④苛性ソーダ（特別管理産業廃棄物・廃アルカリ）：液体 24%濃度

1) タンク容量：15 m³タンク×2基（添付資料参照）

2) タンク内薬液残量；約 1 m³（2基分）

(2) 薬液含む洗浄水の運搬及び処分については、以下のとおりとする。

ア 運搬については、受託者は、処理する薬品について、排出場所（滋賀県）及び搬入先（処分先）の都道府県知事又は政令で定める市長が許可した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬許可業者であること。

イ 上記(1)①～④の処分については、受託者が処分業者（処分先）を選定すること。

ウ 選定する処分業者（処分先）は、処理薬品について、都道府県知事又は政令で定める市長が許可した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業者であること。

エ 処分費は受託者が支払うこと。

※委託者（湖北広域行政事務センター）が業務完了後に収集運搬費と処分費を併せて

委託料として受託者に支払うものとする。

(3) 受託者は、以下の関係図書を提出すること。

- ア 排出場所(滋賀県)及び搬入先(処分先)の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- イ 搬入先として選定した処分業者の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ウ 最終処分業者の産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
- エ 産業廃棄物管理票(マニフェスト):収集運搬(B2票)、処分(D票及びE票)
(※マニフェストは5年間保存するものとする。)
- オ 収集運搬に使用する車両の写真(前面・側面)、車検証の写し
- カ その他委託者が指示する書類

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで(※履行期間内に完了検査を含む。)

5 業務実施時期

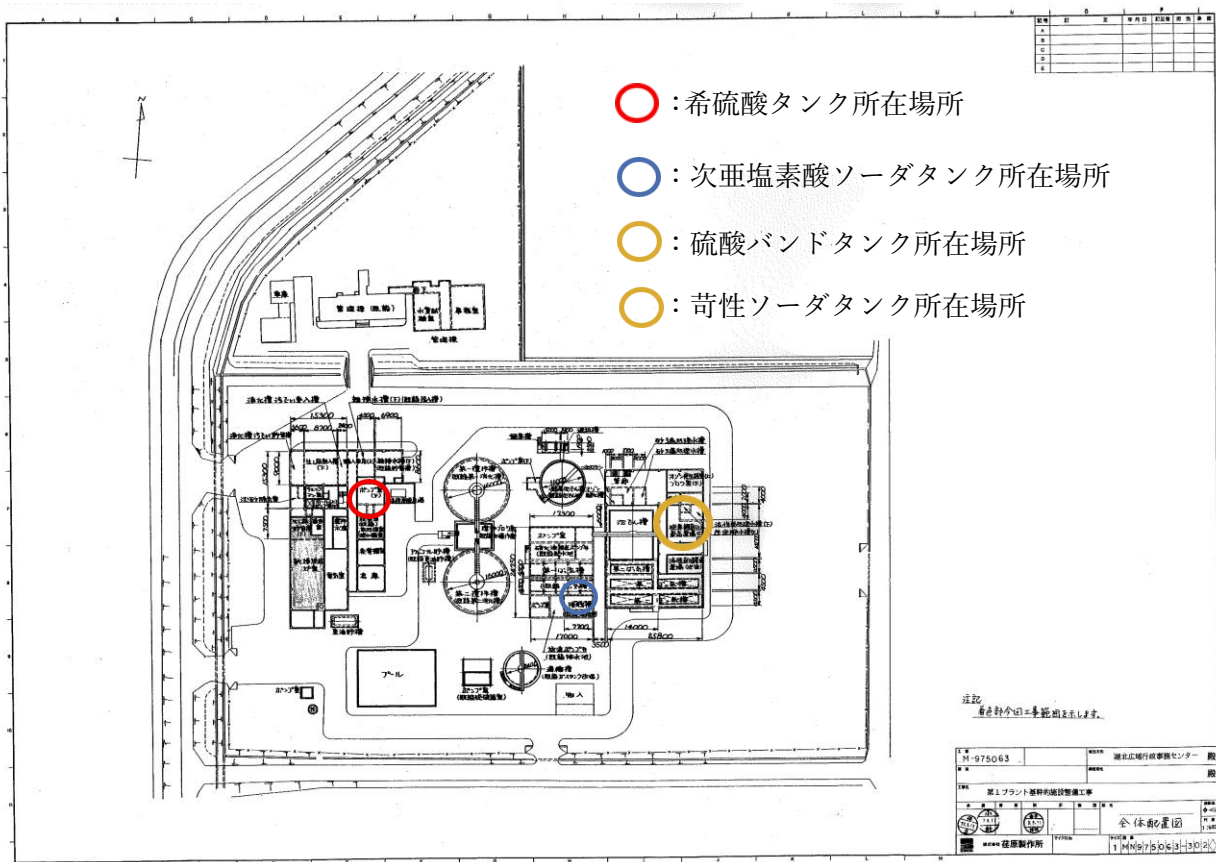
業務実施時期については、履行期間が他業務(令和8年度第145号:第1プラント各槽各配管の清掃及び清掃汚泥の引抜並びに運搬処分業務)と重なることから、契約締結後第1プラント職員と十分打ち合わせを行い、決定するものとする。

6 その他

- (1) 本件業務の契約は、収集運搬委託契約は本件業務の受託者と締結し、併せて処分委託契約は受託者が選定した処分業者と締結をそれぞれに行うものとする。
- (2) 委託料の支払いは、本仕様書 第3 業務内容の(2)のエの記載のとおり、本件業務の受託者に収集運搬費と処分費を業務完了後に併せて支払うものとする。
- (3) 受託者は本件業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得て、法令で定める再委託の基準に従って委託する場合は、この限りでない。
- (4) 入札金額には、業務にかかる費用をすべて含めること。
- (5) 本業務に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- (6) 施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。
- (7) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、請負費に含まれるものとする。
- (8) 本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。

《添付資料》

【第1プラント施設配置図】



1. 希硫酸タンク（容量：1 m³）



2. 次亜塩素酸ナトリウムタンク (容量: 2 m³)



3. 硫酸バンドタンク (容量: 1 1 m³) × 2 基



4. 苛性ソーダタンク（容量：15 m³）× 2基

